

# 令和7年度（追加） 建設工事競争入札参加資格審査申請要領

令和7年度に南陽市が発注する建設工事の競争入札（随意契約を含む）に参加を希望される方は、次の要領で資格審査の申請をしてください。

## 1 受付期間

【持参の場合】 期 間：令和7年2月3日（月曜日）から令和7年2月28日（金曜日）まで  
（土曜日、日曜日、祝日は除く）

時 間：午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで

場 所：南陽市役所2階 建設課 管理係

【郵送の場合】 期 間：令和7年2月3日（月曜日）から令和7年2月15日（土曜日）まで  
※2月15日の消印有効です。

宛 先：〒999-2292 山形県南陽市三間通436番地の1  
建設課 管理係

その他：受付票の返送のため、宛先を明記した返信用封筒（110円切手貼付）を必ず同封してください。

2 登録有効期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1か年度）

## 3 申請資格者

申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

（1）入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。

（2）破産者で復権を得ていない者でないこと。

（3）次の諸税に未納がないこと。

〔市内法人〕固定資産税・都市計画税、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税

〔市内個人〕固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

〔市外法人〕法人税、消費税及び地方消費税

〔市外個人〕申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

（4）法律で義務付けられている社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入がなされていること。

（5）① 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員でないこと。

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

③ 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

#### 4 提出書類

- (1) 南陽市指定様式です。
- (2) A4版フラットファイル（金属留具不可）に次表の書類順に綴ってください。
- (3) 表紙と背表紙に「『令和7年度（追加）建設工事競争入札参加資格審査申請』 登録事業所名」と記入してください。

書類番号	提出書類（◎必ず提出、○該当する場合提出）		
1	南陽市競争入札参加資格審査申請書（建設工事）	様式1	◎
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書【写し】		◎
3	工事経歴書	様式2	◎
4	営業所一覧表	様式3	◎
5	技術職員名簿（建設工事に用）	様式4	◎
6	納税証明書【写し】		◎
7	印鑑証明書【原本】		◎
8	委任状	様式5	○
9	使用印鑑届	様式6	○
10	暴力団排除に関する誓約書	様式7	◎
11	発注者別評価点シート【市内業者のみ】	様式8	○

#### 5 申請書及び提出書類の要領

##### 書類番号1 南陽市競争入札参加資格審査申請書（建設工事）【様式1】

申請者は本社の代表者とし、代表者印欄には本社の代表者印（実印）を押印してください。委任した場合も申請者は本社の代表者となります。

〔注〕① 郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号が、「書類番号4 営業所一覧（様式3）」の記載内容と一致すること。

② 「書類番号7 印鑑証明書」の実印が押印されていること。

##### 1 建設業許可番号

経営事項審査経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の許可番号を記入してください。

##### 2 委任先の登録

主たる営業所からその他の営業所に委任する場合は、委任先の内容について記入してください。

〔注〕① 郵便番号、住所、営業所名称、電話番号及びFAX番号が、「書類番号4 営業所一覧（様式3）」の内容と一致すること。

② 営業所名称及び代表者職・氏名が「書類番号9 委任状（様式5）」の委任先名称、役職名及び氏名と一致すること。

##### 3 登録希望業種

経営事項審査を受けた業種のうち、登録を希望する業種についてのみ、特定建設業の許可を受けている場合は「1」を、一般建設業の許可を受けている場合は「2」を、業種略号の下欄にして記入ください。

委任先を登録する場合は、委任先の許可業種のうち、登録を希望する業種のみ記入してください。

- [注] ① 登録を希望する業種は、経営事項審査経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に総合評定値（P）が記入されている業種であること。
- ② 許可区分は、経営事項審査経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書と一致すること。
- ③ 委任先を登録する場合、登録を希望する業種は、「書類番号4 営業所一覧（様式3）」の委任先営業所の許可業種であること。

#### 4 専任の技術者

「3 登録希望業種」に記入した業種について、主たる営業所又は委任先の営業所の建設業法第7条第1項第2号に基づく「専任の技術者」を記入してください。

許可区分は、特定・一般の該当するほうを○で囲んでください。

[注] ① 「建設業許可の業種（略号）」及び「許可区分」は、「3 登録希望業種」に記入した内容と一致すること。

- ② 記入した専任の技術者名が、「書類番号5 技術職員名簿（様式4）」中にあ  
ること。ない場合は、行政庁の受付印がある建設業許可様式第八号にて氏名  
の確認を行うため、加えて提出すること。

#### 書類番号2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

- (1) 審査基準日が令和5年7月31日から令和7年2月28日までの範囲内で、  
かつ、最新のを提出してください。
- (2) 社会保険等加入の有無を確認します。未加入の事業者は、入札参加資格審査  
申請を受理できません。
- (3) 社会保険等の加入について、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書  
（写し）」で未加入となっているものの、申請日時時点で加入している場合は、  
下記の書類を提出ください。
- ① 雇用保険  
下記の書類のいずれか  
・「雇用保険資格取得等確認通知書（写）」  
・申請日を含む年度の「労働保険概算・確定保険料申請書（写）」及び「領  
収済通知書（領収印が押されたもの）」
- ② 健康保険及び厚生年金保険  
下記の書類のいずれか  
・「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（写）」  
・「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）」  
・申請月の前の月の「保険料の領収証書（写）」

#### 書類番号3 工事経歴書【様式2】

- (1) 登録を希望する業種ごとに、直近2か年分の主な完成工事及び着手した主な  
未完成工事について記入してください。
- (2) 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商  
号又は名称を記入し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記入してくだ  
さい。
- (3) 直近2か年分の提出となるため、直近の経営事項審査用と直近の前の経営事  
項審査用の工事経歴書（様式第二号）の写しでも可とします。

#### 書類番号4 営業所一覧表【様式3】

- (1) 「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。
- (2) 委任先を登録する場合は、その営業所の情報を蛍光ペン（黄）でなぞってください。
- (3) 「建設業許可業種」の欄は、特定建設業の場合は「1」を、一般建設業の場合は「2」を記入してください。
- (4) 本様式の内容をすべて満たしていれば、任意様式でも可とします。

**書類番号5 技術職員名簿（建設工事用）【様式4】**

- (1) 現場に配置可能な職員（代表者を含む）について記入してください。
- (2) 「専任技術者・委任先技術者※」の欄は、南陽市競争入札参加資格審査申請書〔様式1〕に記入した専任の技術者について「専」と記入してください。また、委任先を登録する場合は、委任先の技術者全員（専任の技術者を除く）について「技」と記入してください。
- (3) 「専任技術者・委任先技術者※」欄以外について、本様式の内容をすべて満たしていれば任意様式、又は経営事項審査を受ける際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」の写しでも可とします。この場合、「専任技術者・委任先技術者※」については、右側枠外に「専」及び「技」を記入してください。
- (4) 専任の技術者について、名簿にて氏名が確認できない場合は、行政庁の受付印がある建設業許可様式第八号にて確認を行うため、加えて提出してください。
- (5) 技術職員について、名簿にて氏名が確認できない場合は、資格、雇用を証明する書類を添付してください。

**書類番号6 納税証明書（写し可）**

申請書提出日の直前3か月以内に発行された、未納の税額がないことを証明するものを提出してください。

〔市内法人〕 固定資産税・都市計画税、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税

〔市内個人〕 固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

〔市外法人〕 法人税、消費税及び地方消費税

〔市外個人〕 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

- (1) \_\_\_\_\_については、南陽市長の発行する登録基準年度の前年度（令和6年度）の納税証明を提出してください。  
ただし、決算が12月以降の法人については、令和5年度の証明で可とします。  
発行日において納期到来分に未納税額がない証明書とします。
- (2) \_\_\_\_\_については、税務署の発行する最新事業年度の納税証明書「その3の2」を提出してください。
- (3) \_\_\_\_\_については、税務署の発行する最新事業年度の納税証明書「その3の3」を提出してください。

**書類番号7 印鑑証明書（原本）**

申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

〔法人〕 法務局の発行する代表者の印鑑証明書

〔個人〕 市町村長の発行する印鑑証明書

#### 書類番号 8 委任状〔様式 5〕

- (1) 委任先を登録する場合提出してください。
- (2) 代表者印は実印を押印してください。
- (3) 本様式の内容をすべて満たしていれば、任意様式でも可とします。

#### 書類番号 9 使用印鑑届〔様式 6〕

- (1) 実印以外の印鑑を使用する場合のみ提出してください。
- (2) 「使用印」は使用する印鑑、「実印」は印鑑証明の実印を押印してください。
- (3) 代表者印は実印を押印してください。
- (4) 本様式の内容をすべて満たしていれば、任意様式でも可とします。

#### 書類番号 10 暴力団排除に関する誓約書〔様式 7〕

「私」又は「当社」のいずれかにチェックを記入してください。

#### 書類番号 11 発注者別評価点シート（市内業者のみ）〔様式 8〕

土木、建築、舗装、水道施設の登録を希望する市内法人・市内個人について、格付け時に市独自の発注者別評価点を加算します。詳細は「令和 7 年度入札参加資格審査申請受付 発注者別評価点について」をご覧ください。

### 6 その他

- ・ 様式 1 は、2 頁にわたりますので、遺漏なく提出してください。
- ・ 「物品納入」及び「役務提供」については、財政課に申請してください。
- ・ 行政書士による代理申請ができます。この場合、申請者（業者）から代理人（行政書士）への委任状が必要となります。また、申請書には申請者（業者）の押印は不要になり、代理人（行政書士）の押印が必要になります。
- ・ 登録事項に変更があった場合は、速やかに、変更届に必要な書類を添えて提出してください（郵送でも可）。ただし、登録後の業種の追加はできません。
- ・ 申請時における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間は、1 年 7 か月です。登録期間の途中で失効することになりますので、更新の際は遅滞なく提出してください。経審の有効期限が過ぎた場合には、入札に参加できなくなりますのでご注意ください。

### 7 問合せ先

南陽市建設課 管理係 電話〔直通〕0238-40-8392  
〔代表〕0238-40-3211（内線 324）